

## 高島市公共施設利用予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、インターネットを使用して公共施設の空き状況照会および利用予約（以下「利用予約等」という。）を行うことができる高島市公共施設利用予約システム（以下「システム」という。）の利用者登録およびシステムの利用について必要な事項を定めます。

(利用規約の同意)

第2条 システムを利用して公共施設（市の施設のうち、システムを導入している施設。以下同じ。）の利用予約等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。

(条例等の適用)

第3条 予約した公共施設の利用および利用に係る使用料の支払については、当該施設の関係条例等に従うものとします。

(定義)

第4条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

- (1) 施設管理者 システムを利用して予約管理する施設の管理者（市・市が指定する指定管理者など当該施設を管理する者）をいいます。
- (2) 登録番号 利用者登録の際に登録者を識別するため、施設管理者が付与する利用者番号をいいます。
- (3) パスワード 登録番号と組み合わせて、登録者を確認するために使用する任意の符号をいいます。
- (4) 利用者区分 利用予約等を行うことが出来る期間を設定するための区分をいいます。
- (5) 利用種別 利用予約を行う際、使用料を決定するための区分をいいます。

(登録の区分等)

第5条 利用者登録は、個人（個人で利用できない施設があります。）または団体（構成員が2人以上であること。）で行うものとし、利用者区分および利用種別については、各施設の条例、規則等および施設管理者が定める関係規程の定めるところによるものとします。

(利用者登録の申請)

第6条 システムを利用して公共施設の利用予約を行うことを希望する者は、あらかじめこの規約を承諾の上、利用者登録を申請しなければなりません。

- 2 前項に規定する申請は、利用者がパソコン、スマートフォン等で仮登録を申請し、利用する施設の窓口で本登録を申請するものとします。
- 3 仮登録の際に設定するパスワードは、8文字から12文字までの英数字とします。
- 4 団体による利用者登録の申請は、団体の代表者または代表者から委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が行うものとします。

(申請者の本人確認)

第7条 前条の規定による申請があったときは、施設管理者は、申請者が本人であること（団体による利用者登録の申請については、代表者等が本人であること）を次の各号のいずれかの方法で確認するものとします。

- (1) 運転免許証

- (2) マイナンバーカード
- (3) パスポート
- (4) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書

2 前項の場合において、団体による申請については、代表者等が団体の構成員であることを証明する書類や団体の構成員名簿の提出を求めることがあります。

(利用者登録)

第8条 施設管理者は、利用者登録の申請を受け付けた後、審査の結果、適当であると認めるときは、速やかに利用者登録を行います。

- 2 施設管理者は、利用者登録をした者（以下「登録者」という。）に登録番号を発行します。
- 3 登録番号およびパスワードは、システムを使用する公共施設で利用可能です。
- 4 利用者登録の有効期限は、原則、システムの運用期間満了日までとします。
- 5 利用者登録は、1個人または1団体につき、それぞれ1つとする。

(登録番号およびパスワードの管理)

第9条 登録者は、登録番号およびパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理すること。

- 2 登録者は、他人に登録番号およびパスワードを譲渡または貸与してはなりません。

(費用)

第10条 利用者登録に係る費用は、無料とします。

- 2 登録者がシステムを利用するにあたって必要とする機器、ソフトウェアおよびインターネット接続等に要する費用その他一切の費用は、登録者の負担とします。

(登録事項の変更手続)

第11条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに利用者登録申請書（変更）を、公共施設に提出すること。ただし、メールアドレスおよびパスワードをシステム上で変更する場合は、この限りではありません。

(利用者登録の抹消手続き)

第12条 登録者が利用者登録を抹消しようとする場合は、公共施設に利用者登録申請書（抹消）を提出すること。

(登録の抹消及び制限)

第13条 登録者が前条に規定する登録抹消手続きを行ったとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消し、または制限します。

- (1) 虚偽の申請により登録番号およびパスワードの交付を受けたとき。
- (2) 公共施設の管理に関する例規等またはこの規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 死亡したとき（団体の場合は解散等したとき）。
- (4) 住所変更の届け出を怠る等登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知または連絡を行うことができないと施設管理者が判断したとき。
- (5) システムによる公共施設の利用予約（以下「インターネット予約」という。）の頻繁な取消や、当日利用しないなどの行為を繰り返し行うなど、不適切なシステム利用があると施設管理者が認めるとき。
- (6) その他、登録者として不適格と施設管理者が認めるとき。

(予約)

- 第14条 登録者は、インターネット予約を行った場合、各公共施設の定めるところにより、使用料の支払いや使用承認（許可）を得ること。
- 2 インターネット予約を行った日から起算し、公共施設が定める期間内に使用承認（許可）を得ない場合、施設管理者は、インターネット予約を取り消します。
  - 3 インターネット予約の受付期間および予約数は、各公共施設が別に定めるものとする。
  - 4 使用承認（許可）後の取消（変更）については、システムでは取消（変更）できませんので、各公共施設に連絡し、手続きを行うこと。
  - 5 使用料の減免を受けようとする利用者は、インターネット予約の際、利用種別により該当する減免率を選択してください。なお、インターネット予約の使用承認（許可）申請時に、施設側で利用種別を変更する場合があります。また、公共施設により減免率が異なる場合は、利用される公共施設に応じた減免率を選択すること。
  - 6 不適切なシステムの利用があった場合は、期限を定めてシステム利用を停止する等利用の制限を行うことがあります。
  - 7 災害の発生、選挙事務による施設の利用等やむを得ない場合には、インターネット予約を取り消すことがあります。

(個人情報の保護)

- 第15条 施設管理者は、このシステムの利用者登録情報および利用履歴について、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分注意を払います。
- 2 登録者は、利用者登録の情報について、公共施設の利用予約に必要な範囲に限り、各公共施設が共通情報として利用することに同意すること。
  - 3 その他個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）によります。

(免責事項)

- 第16条 市は、登録者がシステムを利用したことにより発生した損害について、一切の責任を負いません。
- 2 市は、システムの運用の停止、中止または中断等により発生した損害について、一切の責任を負いません。

(規約の変更)

- 第17条 市は、必要があると認めたときは、登録者に事前に通知を行うことなく、この規約を変更できることとし、登録者は、システムの利用の都度、この規約の確認を行うものとします。

付 則

(施行日)

- 1 この規約は、令和7年3月1日から施行します。

(準備行為)

- 2 この規約の規定に基づく利用者登録の申請等に係る手続きは、この規約の施行前においても行うことができます。